

# コワーキングスペース 利用支援補助金について

松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課 産業創出担当  
(市役所本館8階)

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL (089) 948-6550・FAX (089) 934-0113

## ◇コワーキングスペース利用支援補助金の概要

本市の指定を受けたコワーキングスペース（注1）の新規の利用者に対して、補助金を交付します。

注1. 本補助金での「コワーキングスペース」とは、間仕切りのないオープンスペース、打合せやイベント等のスペース等を備え、起業を目指す者やビジネス利用等の利用者同士が施設の利用やイベント等を通じてコミュニケーション、ビジネスマッチングが図れる場を指します。

※ご利用を考えているコワーキングスペースが、松山市の指定を受けているかどうかについては、松山市企業立地・産業創出課（089-948-6550）までお問い合わせください。

## ◇補助対象者

制度のご利用には、以下の条件を全て満たすことが必要です。

- ①事業活動、起業準備等を目的として本市の指定を受けたコワーキングスペースを利用する個人（ただし、松山市民に限る。）
- ②松山市税の滞納がないこと

## ◇補助要件

以下の要件をすべて満たすこと

- ①本市の指定を受けたコワーキングスペースを平成30年3月31日以前に月額利用していないこと
- ②過去に本補助金の交付を受けていないこと

## ◇補助額・対象経費

補助額：補助対象経費の1/2以内

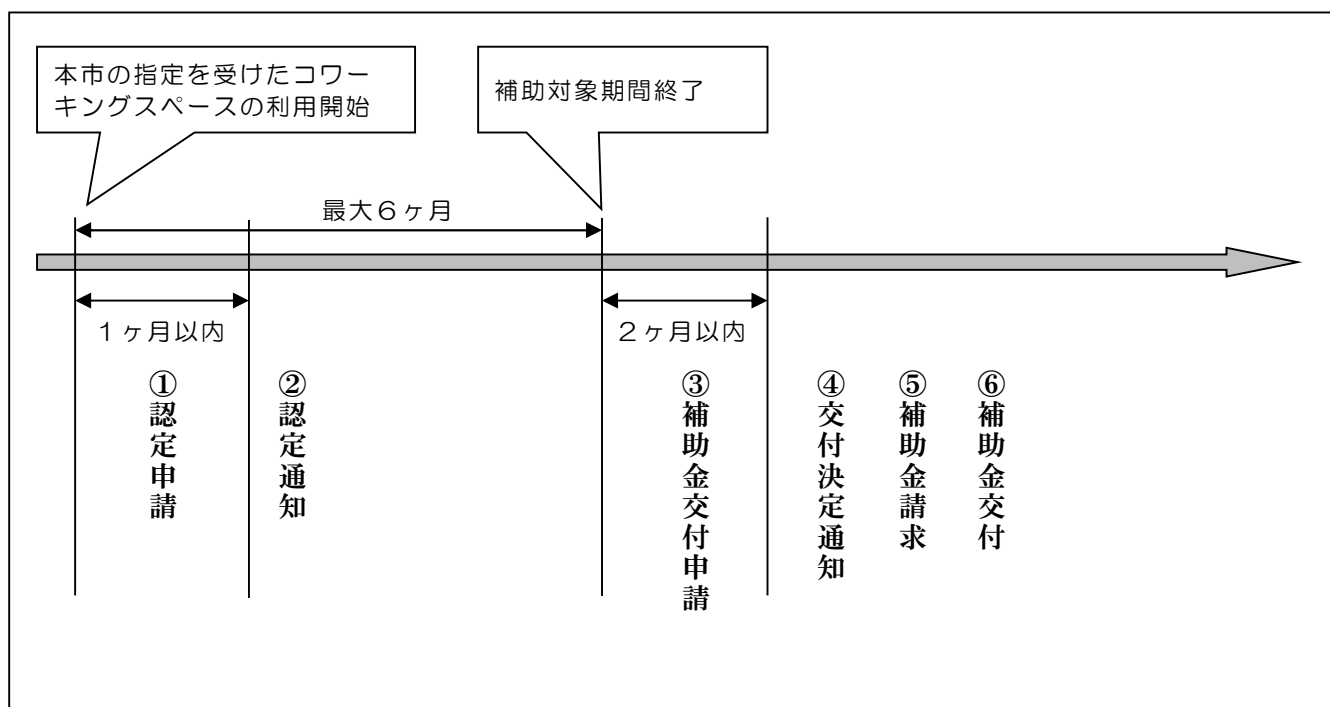
※1ヶ月あたりの上限を1万円とし、最大6ヶ月間を交付

補助対象経費：本市の指定を受けたコワーキングスペースの月額利用料

※千円未満切捨て

※入会金やコピー機利用料等の月額利用料金と別途発生する費用は対象外

## ◇申請の流れ



**①認定申請（本市の指定を受けたコワーキングスペースの利用契約後1ヶ月以内に必要書類を提出してください）**

【認定申請に必要な書類】

認定申請書類

- ①松山市中小企業等人手確保支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）
- ②コワーキングスペース利用支援補助金申請概要（別紙4）
- ③本市の指定を受けたコワーキングスペースの利用申込書の写し
- ④市税完納証明書

**②認定通知（市から通知します）**

**③補助金交付申請（認定を受けた補助対象期間終了後2カ月以内）**

【交付申請に必要な書類】

補助金交付申請書類

- ①松山市中小企業等人手確保支援補助金交付申請書（様式第5号）
- ②補助対象期間のコワーキングスペース利用料の領収書

**④交付決定通知（市から通知します）**

**⑤補助金の請求（交付決定日から1ヶ月以内に請求書を提出してください）**

## ⑥補助金の交付（市から指定口座に入金します）

### 《留意事項》

- 認定申請時の内容が変更または中止となった場合は、新たに松山市中小企業等入手確保支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）等の提出が必要となりますので、担当（企業立地・産業創出課産業創出担当）までご連絡をお願いします。
- 交付申請日の属する年度での支払いとなります。
- 予算がなくなり次第締め切ります。申請の可否についてはお問い合わせください。